

# 【参考】防災情報システムの現状（FM防災情報システムの位置付け）

- 第1回V-Low帯域の防災利用に関するWGにおいて、事務局からFM防災情報システム等の適用範囲と既存の防災情報システムの概要について説明し、FM防災情報システムの適用範囲(FM防災情報システムの位置付け)を確認

## 【FM防災情報システムの適用範囲(抜粋) ... 災害発生からの時間経過とともに必要とする情報の変化と入手手段】

- 朱書部分がFM防災情報システムの主な適用範囲(自治体から住民に提供する情報で、防災行政無線による情報伝達に課題のある範囲)  
(緑枠の凡例)自治体から住民への情報の伝達手段として、◎:有効、○:場合により有効、△:あまり有効でない、×:使用不可

		発災前・発災時	発災後(～1ヶ月)	復旧期(1ヶ月～)	復興期(数ヶ月～)
青書:主に自治体から住民に提供する情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報・注意報(緊急地震速報、津波、高潮、大雨、洪水、土砂災害等)</li> <li>・被害予測(地震規模、津波到達予定時刻・高さ、潮位変化、雨量、河川の氾濫等)</li> <li>・避難指示、道路交通情報</li> <li>・公共交通機関の運行状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況、二次被害注意情報</li> <li>・安否情報、避難所開設情報、道路交通情報(通行止、啓開等)</li> <li>・医療・福祉・介護情報(診療所開設・投棄、福祉避難所)</li> <li>・生活支援情報(給水・食糧配給・救援物資・ゴミ収集)</li> <li>・行政支援(罹災証明、支援金、応急仮設住宅等)</li> <li>・災害ボランティアの派遣情報、ライフライン(電気・ガス・水道・通信)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画(災害公営住宅・災害危険区域の指定・土地区画整備等)</li> </ul>
				・就労・学校・店舗等の再開	
住民等の情報入手手段に係る課題	屋外	防災行政無線	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興期の情報は情報量も多く、広報誌やHP等での情報提供が適している。</li> <li>・災害危険区域(住家の建築等が制限)の指定や土地区画整備(高台移転等)は住民との個別の調整が行われるため、今回の検討対象から除外して特に問題はないと考えられる。</li> </ul>
		ラジオ	○	○	
		携帯電話等	○	○	
		臨時災害放送局	×	◎	
	屋内	防災行政無線	△	△	
		テレビ・ラジオ	○	○	
		携帯電話等	○	○	
		臨時災害放送局	×	◎	
	車内	防災行政無線	△	△	
		テレビ・ラジオ	○	△	
		携帯電話等	○	△	
		臨時災害放送局	×	○	
避難所	防災行政無線	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線の屋外拡声子局が聞き取りにくい。</li> <li>・臨時災害放送局が開設される場合は自治体からのきめ細かな情報提供が可能であるが、設備の調達や人員配置(第2級陸上無線技術士以上の無線従事者)などが必要となる。</li> <li>・テレビ・ラジオ、携帯電話等については、屋外、屋内の場合と同様であり、自治体や道路管理者から等のきめ細かな情報の提供方法が課題。</li> <li>・屋内の場合と同様、防災行政無線の屋外拡声子局が聞き取りにくい。</li> <li>・自治体職員等がいれば張り紙やアナウンス等でも情報提供が可能(生活支援に関する情報等をきめ細かに提供することが可能。)</li> </ul>	
	テレビ・ラジオ	○	○		
	携帯電話等	○	○		
	臨時災害放送局	×	◎		
	サイネージ	◎	◎		
	職員等	◎	◎		

※ 第1回V-Low帯域の防災利用に関するWG資料(資料1-4-2)抜粋